


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	内藤 峰雄			
件名	東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインの策定について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>コミュニティバスを含む地域交通を将来に渡り持続可能なものとするためには、地域の協力による利用促進が欠かせない。特に、コミュニティタクシーなど限られた地域で運行する交通は、地域の主体的な取り組みのもと、地域と守り、育てていくことが必要であるため、市民（地域）、運行事業者、市が協働し、持続可能な地域交通を構築することを目指し、「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン」を策定する作業を進めてきたところである。</p> <p>については、最終案がまとまったことから、策定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本ガイドラインの位置づけ及び市内交通体系とコンセプトの理解 ②コミュニティバスの運行基準の設定及び地域との連携 ③コミュニティ交通の運行基準の設定、地域検討組織の取組み及び試行運行・本格運行 <p>(2) 影響及び効果</p> <p>本ガイドラインの策定により、市民（地域）、運行事業者、市の協働による持続可能な地域交通を構築することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年 5月～9月 東大和市地域公共交通会議において、協議を行う。</p> <p>平成27年10月29日 東大和市地域公共交通会議において、素案についての協議が調う。</p> <p>平成28年 1月15日～2月15日 パブリックコメント実施</p> <p>平成28年 3月22日 東大和市地域公共交通会議において、最終案の協議が調う。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに策定手続きを進めるとともに、市議会議員への情報提供及び4月15日に公式ホームページに掲載したい。（市報4月15日号で周知予定）</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。